

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2010年4月1日発表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が、本日とりまとめ、公表した2010年版不公正貿易報告書は、改善が求められる主要国の貿易政策・措置について、WTO協定をはじめとする国際ルールに照らして広範にわたる指摘を行っている。経済産業省としては、指摘された事項について、二国間の対話、WTOやEPA等の紛争解決のメカニズム等のあらゆる機会を使って改善を図っていく。

経済産業省は、従来から、日本企業の貿易・投資等の企業活動を阻害する外国政府の措置について、あらゆる機会を通じてその改善を図ってきた。2008年に発生した深刻な経済危機への対応として、世界各国・地域において大規模な景気対策が講じられたのみならず、関税引き上げ、政府調達における自国産品優遇、必要性に乏しい強制規格の導入など保護主義的な動きが見られたが、こうした動きに対しても、経済産業省は2009年から、日本貿易振興機構（JETRO）等の関係機関や関係省庁と連携し、保護主義的な動きと考えられる貿易措置を迅速に把握する体制を強化し、対応を取ってきている。こうした取組みの結果、(参考)の「最近の取組方針掲載案件に係る取組状況」にあるとおり、産業界と政府の一体となった努力が功を奏し、様々な案件で顕著な改善が見られた。近時の傾向として、これまでの関税分類やADといった水際措置の問題と共に、国内政策措置の問題の増加が観察されているところであり、こうした新たな問題傾向にも積極的に取り組んでまいりたい。

経済産業省が、今後の通商政策を進めていく上で、当面の優先度が高いと考えられる事項及びその取組方針は、以下のとおりである。

なお、EPAに設けられた新しい対話の枠組であるビジネス環境整備に関する議論が問題解決に有効性を発揮している。政府間協議の枠組での連携を含め、外国政府に対する働きかけにおいて官民一体となって問題解決を図ってまいりたい。

WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

中国、米国をめぐる下記案件については、我が国等がWTO紛争解決手続に付託した結果、措置のWTO整合性の確保を求めるWTO紛争解決機関勧告が採択されている。今後とも、両国に対して、WTO勧告の早期完全履行及びWTO勧告の趣旨に則った適切な対応を求めていく。

○中国

・知的財産権の保護と行使に関するWTO勧告の早期履行

※中国は、2010年3月19日に、DS362のパネル勧告を履行したことをDSB会合に報告したが、現時点では勧告履行について日本及び申立国の米国を含む他の加盟国が確認したわけではないため、引き続き掲載している。

○米国

・バード修正条項に基づく通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税

収入の米企業向け分配の停止

- ・ゼロイングに係る WTO 勧告の早期履行
- ・日本製熱延鋼板へのアンチ・ダンピング措置に係る WTO 勧告の早期履行

既に WTO 紛争解決手続に付託されているもの

EU の下記案件については、既に我が国と米国及び台湾が WTO 紛争解決手続に付託しており、米国や台湾とも連携しつつ、WTO の枠組みを通じて、制度の改善等を求めていく。

○ EU

- ・無税とされるべき情報技術協定（ITA）対象製品に対する関税賦課の廃止

WTO 紛争解決手続には付託されていないが、引き続き問題解決を図っていくもの

下記案件については、WTO 紛争解決手続には付託されていないが、今後とも WTO の枠組みや二国間協議の場等を通じて問題解決を図っていく。

○ 中国

- ・自主イノベーション製品認定制度における差別の是正やその他の政府調達に係る制度及び運用の改善

※中国は政府調達協定加盟交渉中ではあるが、これらの問題は加盟交渉中に協定の方向性と逆行して導入された措置に関するものであることから取り上げた。

- ・鉱物資源の輸出制限措置への対応
- ・アンチ・ダンピング調査における不適切な運用の是正
- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

○ アジア各国（ASEAN、韓国、台湾、香港、インド）

- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

○ 米国

- ・米国再生・再投資法に含まれる「バイ・アメリカン条項」の WTO 協定整合的な運用の確保

○ カナダ

- ・電力固定価格買取り制度に係るローカルコンテンツ義務

○ ロシア

- ・自動車等の関税引き上げ措置の撤廃

※ロシアは WTO 加盟交渉中ではあるが、上記措置は加盟交渉中に WTO 協定の方向性と逆行して導入されたものであることから取り上げた。

○ アルゼンチン

- ・エレベーター等に対する非自動輸入許可制の運用改善

(参考) 昨年の優先取組方針掲載案件に係る取組状況

対 象 国・地域	優先取組事項	改善・取組状況
中国	完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正	2009年1月、中国の措置は内国課徴金に当たり、外国製部品を中国製部品よりも不利に扱っている点でGATT第3条に違反するとする上級委員会の判断が示され、中国はWTO是正勧告の履行の意思を表明。2009年9月1日に中国は同勧告に従い措置を廃止した。
	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	2008年10月の日中経済パートナーシップ協議、2009年1月の日中商標長官会合、同年2月の知的財産権保護に関する官民合同ミッションの派遣等により、制度改善の要請と協力の両面から取組を実施。 2007年9月、中国の刑事訴追基準等の問題について、米国の要請に基づきパネルが設置され、我が国も第三国として参加。2009年1月には、中国の措置を一部協定違反とするパネル判断が示され、同年3月に採択された。中国は2010年3月19日のDSB会合にてDS362パネル勧告を履行したと報告したが、申立国の米国は改正法について正式に文書等で提供するよう要求している。
	アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善	2008年10月のAD委員会における中国TRM（経過的審査メカニズム）等において改善を要請した他、個別事案に関する政府意見書の提出を通じて問題点を伝えるとともに、中国がWTO協定整合的に制度を運用するよう申し入れた。
	ITセキュリティ製品の強制認証制度の導入の撤回	2008年3月、7月、11月及び2009年3月のTBT委員会で議論し、我が国、米国、欧州、韓国から懸念を表明。当初は2009年5月1日から導入される予定であったが、各国からの申し入れにより、中国政府は、2009年4月27日、対象を政府調達に限定すること及び実施日を1年間延長することを発表。我が国は、第2回日中ハイレベル経済対話や2009年6月、11月のTBT委員会等において申し入れ等を行った。2010年3月、中国側は本制度が国有企業の調達に適用されないことをTBT委員会等において表明。本件については中国側と引き続き協議していく考え。（2010年4月1日現在）
アジア 各国・地域（注）	模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応	APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国・地域内の法制整備、取締強化等を要請するとともに、各国・地域における関係機関の人材育成を支援。
米国	バード修正条項に基づく分配の停止	2005年9月、米国に対する対抗措置を発動。米国は、2006年2月にバード修正条項を廃止したが、経過規定により分配が当面継続するため、我が国は分配停止を申し入れるとともに、対抗措置を延長。その後も米国において分配停止の動きが見られなかったことから、2008年9月、品目及び税率変更の上、対抗措置をさらに1年間延長。2008年も経過措置に基づく分配が行われたことから、2009年9月、税率変更の上、対抗措置をさらに1年間延長している。
	ゼロイングに係るWTO勧告の早期履行	2007年1月、我が国の主張を全面的に認め、ゼロイングはWTO協定違反とする上級委員会の判断が示された。米国は、是正勧告の履行期限を徒過しても履行措置内容を明らかにしなかったため、2008年1月、我が国は対抗措置の承認を申請。同年4月、米国との合意に基づき履行確認パネルの設置を要請。2009年4月、我が国の主張が全面的に認められ、米国はゼロイングを廃止しておらず、是正勧告を履行する義務を果たしていないとするパネルの判断が示された。米国は5月に上訴したが、上級委員会も8月、パネル報告を全面的に支持した報告書を発出し、米国がWTO勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。その後も米国が履行する動きは見られず、我が国は現在、対抗措置の規模を決定する仲裁手続に向け、準備を行っている。
	日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係るWTO勧告の早期履行	米国の未履行部分の勧告実施のための法案は、2006年末の議会閉会により審議未了のまま廃案となった。2007年1月、米国政府は本件に議会と取り組む意思を表明したが未だ履行されておらず、我が国は、DSB会合の他、2008年10月の日米規制改革イニシアティブ等において早期履行を申し入れているが、これまで米国による勧告の完全な履行は行われていない。

	1916年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する措置への対応	2006年8月、我が国は、損害回復法に係る訴訟差止の仮命令の破棄を求めるアミカス・ブリーフを米国連邦控訴裁判所に提出。2007年6月、同控訴裁判所は、我が国の主張を受け入れ、仮訴訟差止命令を破棄する判決を下した。敗訴した米国企業は米国連邦最高裁に上告したが、2008年6月、最高裁は上告の申立てを棄却した。さらに、2007年8月、上記の連邦地方裁判所による米国企業の申立ての棄却を受け、我が国企業は損害回復法に基づき、東京地方裁判所に米国企業を提訴していたが、2009年8月、我が国企業と米国企業の和解が成立した。
	米国・再生投資法に含まれる「バイ・アメリカン条項」の適正化	我が国は、2001年から始まった日米規制改革イニシアティブにおいて、米国政府に対して見直しを要望。2009年2月及び5月のWTO政府調達委員会において同法の運用を注視していく旨表明すると共に、2009年春、日米規制改革イニシアティブにおいて再度指摘。2009年5月及び6月には同条項運用に関する連邦調達規則及びOMBガイダンスに対するパブリックコメントを提出。また、2004年12月、我が国は米国に対して、現在政府調達協定の対象外となっている13州を対象に追加するよう要望し、現在WTOの場で米国との二国間交渉を行っている。
EU	情報技術協定対象製品への関税賦課の是正	甘利経済産業大臣（当時）とマンデルソン欧州委員（当時）との会談等、累次の協議を実施したものの、EUから解決への姿勢が示されなかったため、我が国は、米国、台湾とともに、2008年5月にWTO紛争解決手続上の協議を要請し、同年7月にEUとの間で二国間協議を実施。しかし、EUから問題解決に向けた回答が得られなかったことから、パネル設置を要請。2008年9月にパネルが設置され、現在、パネルにおける審理が進行中。
インド	輸入品への特別追加関税の撤廃	これまで印財務省と二国間協議を累次実施し、印財務省からは（1）還付の速やかな実行、及び（2）還付手続の簡素化を検討する旨の回答があった。我が国としても引き続き申入れを行っていく。 なお、2010年2月末、インド財務省が特別追加関税を主要品目について撤廃する旨を公表、即日実施され、制度の改善が進んだ。しかし、自動車が撤廃の対象外であるなど、一部に問題点も指摘されていることから、引き続きインド政府に対する働きかけを継続する必要がある。
ロシア	自動車等の関税引き上げ措置の撤廃	2008年11月、ロシア首相府の「対外貿易・関税政策における保護措置に関する政府委員会」が輸入関税引き上げをロシア政府に勧告して以来、我が国は在ロシア日本国大使館からの働きかけを含め、ロシア政府に対し数度にわたり関税引き上げ措置を行わないように申入れ。二階経済産業大臣（当時）からロシア経済発展大臣及び産業貿易大臣に対して書簡を发出。さらに、日ロ首脳会談の機会では、2009年2月の首脳会談において、麻生総理（当時）からメドベージェフ・ロシア大統領に懸念を表明、5月のプーチン首相来日時にも、麻生総理（当時）がプーチン首相に対して本件を言及。11月のAPEC閣僚会合時に行われた直嶋経済産業大臣とナビウリナ経済発展大臣との会談で措置の見直しを申し入れた。
アルゼンチン	エレベーター等に対する非自動輸入許可制の運用改善	2009年3月に我が国より、駐日アルゼンチン大使に対して本件についての申し入れを行う等の働きかけを行った結果、複数の輸入案件について許可が降りる等の改善が見られたところ。しかしその後、2009年7月には、電話交換機、発電機等が新たに非自動的輸入許可制の対象になるなど、依然として輸入阻害的な措置が続いている。2009年8月に現地大使館からアルゼンチン工業省に申し入れた。
ウクライナ	関税引き上げ措置の撤廃	本件については、WTO・BOP委員会（Balance of Payment委員会）において議論がなされ、同委員会は2009年6月に、同年9月中旬までの撤廃を勧告。ウクライナは2009年9月7日に本件措置を終了した。 しかし、2010年1月11日、ティモシェンコ首相が、「閣僚会議は自動車輸入関税に対する13%の賦課金復活を強く求めていく」旨発言するなど、今後も注視する必要がある。

(注)アジア各国・地域:ASEAN、韓国、台湾、香港、インド

「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた 個別貿易政策・措置の動き

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項の概要及び昨年の方針で掲げた優先取組事項の進捗状況については以下のとおり。

<中国>

完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正

中国は、自動車製品の中国における生産能力を高めるとともに関税徴収の厳格化を図るため、完成車の特徴を備えていると認定される場合（①ロックダウン部品、②特定の組立部品（車体、エンジン等）の組合せ、③輸入部品価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合）、自動車部品の関税率（10%）ではなく、完成車の関税率（25%）が適用される完成車特徴認定制度を導入し、一部施行していた。上記③の基準に達した輸入部品に対しては、2006年7月1日から施行予定であったが、同月に2年間延期する旨の公告が中国政府から発表された。

我が国は、本件について2006年3月から4月にかけて、米国、EU及びカナダが要請したWTO紛争解決手続に基づく協議に第三国として参加したほか、2006年5月、6月に中国との二国間非公式協議を実施。その後、同年10月の紛争解決機関（DSB）会合において、米国、EU及びカナダからの要請に基づいてパネルが設置され、我が国は引き続き第三国として参加。

2008年7月に公表されたパネル報告書は、米国等の主張を認め、①当該措置は内国課徴金に当たり、外国製部品を中国製部品よりも不利に扱っており、GATT第3条に違反する、また、②（仮に上級委員会が当該措置を関税とみなした場合にも）外国製部品に対して譲許税率以上の関税を賦課しているためGATT第2条に違反する等、中国の制度がWTO協定に違反すると認定。同年9月、中国は上級委員会に上訴を行ったが、2009年1月に公表された上級委員会報告書でもパネルが判断した①の点について違反と認定した（②の点については、当該措置を内国課徴金と認定したため、検討不要とし、判断せず）。

同年9月、中国はWTO協定違反と認定された当該措置を撤廃し、問題は解決した。

ITセキュリティ製品の強制認証制度の撤回

2008年1月、中国政府は、中国国内に輸入・販売されるもの及び使用されているすべてのファイアウォールやスマートカードOS等13品目のITセキュリティ製品を強制認証制度の対象品目に新たに追加し、2009年5月1日から実施する旨を発表した。

本制度は、2008年3月、7月、11月及び2009年3月のTBT委員会で議論され、我が国、米国、欧州、韓国から、本制度が貿易上の障壁になり得るとの懸念を表明した。また、我が国は、米国、欧州、韓国等と緊密に連携しつつ、中国政府と二国間でも協議を行い、本制度に関する各種の問題点を提起した。これらを経て、2009年4月27日、中国はITセキュリティ製品への強制認証制度を、対象を政府調達に限定した上で、導入を1年間延期し2010年5月1日から実施する旨、公表した。

本制度の対象を政府調達に限定することが発表された後も、国有企業が本制度の対象となるのか等明確にされるべき論点が残されていたことから、二国間では第二回日中ハイレベル経済対話等の場において協議すると共に、WTOにおいても6月、11月のTBT委員会で懸念を表明した。我が国を始めとする関係国からの働きかけにより、2010年3月、中国側は本制度が国有企業の調達に適用されないことを示す文書を我が国に

対して提示すると共に、同月の TBT 委員会においても同旨の発言を行った。また、我が国は IT セキュリティ製品の認証に関する定期対話を実施することで中国側と一致しており、同対話を通じて本件について引き続き協議していく考えである。(2010 年 4 月 1 日現在)

知的財産権の保護と行使に関する WTO 勧告の早期履行

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続及び刑事罰の扱い、②税関において没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行又は流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った者に対する刑事手続及び刑事罰の欠如、は TRIPS 協定第 9.1 条、14 条、41.1 条、46 条、59 条、61 条等に整合的でないとして、2007 年 8 月 13 日に米国が申立て。同年 9 月 25 日にはパネルが設置され、我が国も第三国参加を行った。

パネル報告書は、②について、税関措置に関し、商標の単なる除去で十分であるとの点については TRIPS 協定第 59 条に非整合、③について同協定第 9.1 条、41.1 条に非整合として米国の主張を是認する一方、①・④について、米国は刑事罰の閾値が同協定第 61 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていない、また、②について、税関措置のうち、侵害物品を競売に付しているとの点については米国は同協定第 59 条に非整合であることに関して挙証責任を果たしていないと判断した。中国は 2010 年 3 月 19 日の DSB 会合にて DS362 パネル勧告を履行したと報告したが、米国は改正法について正式に文書等を提供するように要求している。我が国としても、改正法の内容を精査しつつ、WTO 勧告に沿った運用がなされていくよう、引き続き監視していく。

自主イノベーション製品認定制度における差別の是正やその他政府調達に係る制度及び運用の改善

2009 年 11 月に科学技術部、国家発展改革委員会及び財務部が公表した自主イノベーション製品認定制度は、①コンピューター及び関連機器、②通信機器、③最新オフィス機器、④ソフトウェア、⑤新エネ及び設備、⑥高効率省エネ製品について、中国で知的財産権の所有権を保有していることや、商標の初期登録地が中国であること等を条件に「国家自主创新製品」として認定し、政府調達の際に優遇を行うものである。

本制度は、外国企業の製品に対し差別的な措置となる可能性があり、G20 等における保護主義への反対という首脳間でのコミットメントに相反するものとなる恐れも強いことから、我が国の政府、産業界ともに強い懸念を有している。

日米欧の産業団体は 2009 年 12 月 10 日付けで抗議書簡を發出し、米国、欧州も懸念の表明や協議を要請するレターを發出。

我が国は、本件制度が適用される製品の認定条件などが不明であることから、現在、外交ルートを通じて中国政府に内容を照会中。2009 年 12 月 23 日に（レターの日付は 22 日付）、在北京日本国大使より、本件に対する懸念を表明する旨のレターを中国政府に対して發出。また、2010 年 2 月 4 日に北京で開催された日中科学技術協力委員会においても、鹿取科学技術担当大使より懸念を有する旨の発言を行った。これに対して、科学技術部副部長からは本制度は内外無差別であり、認定プロセスは透明性のあるものにしていく旨の回答があった。

2010 年 2 月 1 日には科学技術部長から在北京日本国大使あてに返信レターがあっ

たが、依然として本件制度が適用される製品や基準など不透明なところがあり、科学技術部に対して説明の機会を求めている。

我が国は引き続き、政府調達にかかる自主イノベーション製品認定制度に対応していく。

2010年1月に国务院法制弁公室が発表した政府調達法の実施条例案は、WTO政府調達協定の内外無差別といった原則・規定に合致しない点や、外国製品や外国企業が差別的な取り扱いをうけること等の懸念があることから、我が国政府は、2月5日、実施条例を協定と整合的なものとするよう求めるとともに、協定への中国の早期加盟を強く期待する旨の意見を提出した。

また、産業界からは日本機械輸出組合のほか、在北京の中国日本商工会、日本貿易振興機構(JETRO)及び電子情報技術産業協会(JEITA)北京事務所の三者が連名で、実施条例を協定と整合的なものにするよう求めるなどの意見を提出した。

自主イノベーション製品認定制度や政府調達法実施条例案など、政府調達分野における中国の一連の措置は、中国が協定に未加盟である現時点では協定上の問題とはならないが、中国は現在加盟交渉を行っているところであり、協定の原則に反するような内外差別的な措置を注視している。

鉱物資源の輸出制限措置への対応

中国政府はコークスやレアアース等、多くの原材料品目について、輸出許可証を発給し、輸出可能な者、輸出可能な数量を管理し、また、輸出に際しても高率な輸出税を賦課している(2009年、コークス:40%、レアアース:20%、亜鉛:15%等)。中国の措置は、GATT第11条の数量制限の一般的禁止及び中国のWTO加盟議定書(輸出税の撤廃・上限輸出税率の設定)の約束に違反している可能性があるが、中国は、環境保護と有限天然資源の保存のための措置であり、WTOルールに整合的としている。

我が国は、2009年4月に日中の官民対話を実施(日中レアアース交流会議)、5月に経済産業審議官より商務部副部長に働きかける等、事務レベルの折衝を続け、6月に日中ハイレベル経済対話において経済産業大臣から商務部長に改善を要請。2009年10月、経済産業大臣と商務部長の会談の結果、輸出制限は環境保全のためであり、特定の国を対象とするものではなく、関連省庁に懸念を伝達するとの言質を得た。その後も経済産業審議官が工業信息化部副部長と意見交換するなど働きかけを続けている。

本件に関連して、米国・EUは、2009年6月同時にWTO上の協議を要請(同年8月にメキシコも協議を要請)(対象品目:ボーキサイト、コークス、ホタル石、マグネシウム、マンガン、シリコンカーバイド、シリコンメタル、黄リン、亜鉛の9品目及び同9品目を原材料として使用した加工品・半加工品)。協議が不調に終わったため2010年1月パネルが設置され、我が国も第三国参加している。

引き続き、中国の貿易政策が透明性と予見可能性をもって運営されるとともに、WTO加盟議定書の約束に違反している点については是正がなされるよう、我が国としても働きかけを継続していく。

アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善

中国は、2001年12月のWTO加盟以来、2009年12月までの間に148件(うち27件が我が国産品を対象とする案件)のアンチ・ダンピング(AD)調査を開始しているが、近年の中国のAD調査においては、一般的に次の問題が指摘されている。

- ① 申請書の内容を十分精査することなく、調査開始を決定している。
- ② 損害認定にかかる判断の根拠となる指標の分析が明確でなく、ダンピングと損害の因果関係（とりわけ他の要因による影響の分離・区別）について客観的な検討に基づく十分な根拠が示されていない。
- ③ 調査当局に知られておらず、調査開始の通知または申請書の全文の提供が行われていないその他の者に対して、一律にファクツ・アベイラブルを用いた数十～100%以上とする不当なAD税を賦課している。

我が国は、2008年10月のWTO・AD委員会における中国TRM（経過的審査メカニズム）及び日中経済パートナーシップ協議等において改善を要請するとともに、WTO協定と整合的でない手続や個別案件における不適切と思われる運用については、随時、調査当局に対し政府意見書を提出する等の対応をとってきたところである。

引き続き、中国調査当局に対し、WTO協定整合的に制度を設計するとともに、我が国企業の意見を踏まえつつ、調査が適切に実施されるよう強く働きかけていく。

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

中国においては、WTO加盟を契機に模倣品・海賊版対策に係る一連の法改正を行っているが、依然として法制度整備や運用が不十分であるとともに、関連の審査手続が迅速に行われない等、権利者の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、米国が2007年4月にWTO提訴した中国の知的財産権保護問題に関して、協議及びパネル手続に第三国として参加してきた。2009年1月に公表され、同年3月に採択されたパネル報告書では、刑事訴追基準の閾値についてはTRIPS協定違反の認定がなされなかったものの、中国国内未許可作品の著作権保護、税関没収製品の取り扱いについては中国の協定違反が認められた。

また、知的財産保護に関する官民合同ミッションの継続派遣に加えて、2009年には、経済産業省が、中国商務部（中国における知財の対外取りまとめ機関。）や中国国家行政管理総局（商標法、不正競争防止法を所管）と、また、特許庁が中国国家知識産権局（特許法、実用新案法及び意匠法を所管）と相次いで覚書を交換し、同年11月に第1回日中知的財産権ワーキング・グループ開催等、二国間及び多国間の様々な機会及び枠組みを通じて、国内法制の整備及びその適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締強化等を要請してきた。加えて、中国の税関、警察、裁判所、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成を支援するとともに、中国の行政・司法機関における法制度整備等の支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を行っている。

さらに、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業からの相談や情報提供依頼への対応に加えて、業界単位での中国政府・業界との意見交換等、民間ベースでの各種活動に対する支援も行ってきた。さらに、日系企業の被害状況及び中国における関係当局の取締実態を把握することを目的としたアンケート調査等も実施している。

中国における知的財産権の侵害に対する刑事訴追件数が増加する兆しが見受けられる、刑事訴追基準に係る法人の閾値の引き下げが行われる等、一部に進展は見られるものの、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。

我が国企業が受けている被害も甚大であり、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用、刑事上・行政上の取締強化、法令執行に係る情報の提供等を求めていく。

<アジア各国・地域（ASEAN、韓国、台湾、香港、インド）等>

模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

アジア各国・地域においては、知的財産権保護の必要性が高まりつつあるが、法制度や運用等において改善すべき点は多く、権利者のための知的財産権の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、APEC、WIPO、WTO 等の多国間や各国との EPA 等の二国間の様々な機会及び枠組みを通じて、各国・地域における法制度の適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締の強化等を要請してきた。2008年2月には初めてインドへの官民合同ミッションを派遣し、両国間の知的財産に関する専門家で意見交換を行うとともに、インドにおける知的財産権の保護強化を訴えた。

また、現地の税関、警察、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成の支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を行っている。

ASEAN 諸国が不正商品の流通国となっている事例が多いが、かかる事態を改善するために、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進する必要がある。2007年6月の APEC・IPEG において、我が国が提唱した税関専門家と知財専門家による合同セッションの発足が合意されたことを受け、2008年2月にはペルーにおいて税関専門家会合と知財専門家会合の合同セッションが開催されるなど、我が国は知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導している。

また、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応を行っている。しかし、アジア各国・地域では、不正商品の製造及び流通等、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害も大きく、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用に係る情報の提供等を求めていく。

<米 国>

1916年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する措置への対応

1999年、我が国及び EU は、1916年歳入法第 801 条（1916年アンチ・ダンピング（AD）法）の規定するダンピング輸入に対する救済措置が、GATT 及び AD 協定で許容されている AD 税賦課ではなく 3 倍賠償請求である点等が WTO 協定違反にあたるとして米国を提訴した。2000年9月の WTO 紛争解決機関において、我が国及び EU の主張をほぼ全面的に認める内容のパネル・上級委員会報告書が採択され、同法の WTO 協定違反が確定した。

その後も米国は、同法の改廃等の是正措置を何ら講じず、2004年5月には、同法に基づく損害賠償請求訴訟において、米国連邦地方裁判所が我が国企業に約 40 億円相当の損害賠償を命じる判決を下した。これを受け、我が国は、同年 12 月に 1916 年 AD 法に基づく訴訟によって損害を受けた我が国企業の損害回復を可能とする法律（損害回復法）を制定した。

米国は、同月に 1916 年 AD 法を廃止したものの、廃止の日に裁判所に係属している事案に対しては廃止の効力が及ばない旨の祖父条項を設けたため、前記の我が国企業に係る訴訟の控訴審は継続された。2006年6月、我が国企業の敗訴が確定し、多額の賠償金の支払いを余儀なくされた。

その後、原告である米国企業の申立てを受け、米国連邦地方裁判所は、我が国企業

に対し、日本国内において損害回復法に基づく訴訟を提起することを暫定的に禁止する命令（仮訴訟差止命令）を発付した。我が国企業は、これを不服として米国連邦控訴裁判所に控訴した。日本政府は、2006年8月、同差止命令は国際法違反の措置により被った私人の損害に対して我が国が提供した救済措置を無効化するものであり、国際礼讓の観点からも回避すべきであること等を根拠に、仮訴訟差止命令を破棄すべき旨を主張する amici curiae を同控訴裁判所に提出した。

2007年6月、米国連邦控訴裁判所は、我が国の主張を受け入れ、連邦地方裁判所による仮訴訟差止命令を破棄するとともに、同地方裁判所に対して本差止命令に係る米国企業の申立てを棄却するよう求める判決を下し、同年8月、同地方裁判所は米国企業の申立てを正式に棄却した。同年11月、米国企業はこれを不服として連邦最高裁判所へ上告申立てを行ったが、2008年6月、連邦最高裁判所は、米国企業の上告申立てを棄却した。これにより、仮訴訟差止命令を破棄した連邦控訴裁判所による判決が確定した。

他方、2008年来、一部の上院議員が、複数回にわたり日本の損害回復法を実質的に無効にする内容の法案を議会に提出する等しており、引き続き動向を注視し、対応をとっていたところである。

なお、2007年8月、上記の連邦地方裁判所による米国企業の申立ての棄却を受け、我が国企業は損害回復法に基づき、東京地方裁判所に米国企業を提訴していたが、2009年8月、我が国企業と米国企業の和解が成立し、1916年AD法に基づく係争は全て終了したとの発表があった。

バード修正条項に基づく通関済物品からのアンチ・ダンピング税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項（1930年関税法修正条項）は、アンチ・ダンピング（AD）措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及びEUを含む計11ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003年1月に上級委員会がWTO協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま2003年12月の履行期限を徒過したため、2004年11月、我が国及びEU等7ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受け、2005年5月にEU及びカナダが、8月にメキシコが、9月に我が国が対抗措置を発動した。我が国は、ベアリング、鉄鋼等15品目に15%の追加関税を賦課した。

2006年2月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007年10月1日までに通関した産品に係る税の分配が定められており、バード修正条項の廃止後も、分配が継続される限りは、WTO協定違反の状態が継続するとともに、不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。こうした状況を踏まえ、我が国は、2006年9月及び2007年9月の二度にわたり、対抗措置をそれぞれ一年間延長した。その後、分配額減少により対抗措置の上限額が減少したことにとともに、品目及び税率を変更した上で、2008年9月、対抗措置を一年間延長した（ベアリング2品目に10.6%の追加関税賦課）。2008年も経過措置に基づく分配が行われたことから、2009年9月、税率変更の上、対抗措置をさらに一年間延長している（ベアリング2品目に9.6%の追加関税賦課）。

我が国は、日米規制改革イニシアティブやWTO紛争解決機関会合の場において、経過規定に基づく分配の停止を求めており、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と

連携し、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう強く働きかけていく。

ゼロイングに係る WTO 勧告の早期履行

米国は、アンチ・ダンピング (AD) 手続において、ダンピング・マージン計算の際に、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、安値輸出のみで計算し、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法 (ゼロイング) を適用している。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 紛争解決手続に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、個別 AD 措置に対するゼロイングの適用 (as applied) に加え、米国のゼロイング制度それ自体 (as such) が WTO 協定に違反する旨を主張。2007 年 1 月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD 手続全体を通じてゼロイングが WTO 協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。

我が国は、2007 年 2 月、経済産業省から米国通商代表部及び商務省の次官級に対して、履行すべき内容の要請を送付したほか、EU 等とも連携しつつ、米国との間で履行のための協議を継続してきた。しかし、是正勧告の履行期限 (同年 12 月 24 日) までに、十分な履行措置を米国が採らなかったため、我が国は、2008 年 1 月、対抗措置発動の権利を留保する目的で、WTO に対し対抗措置の承認申請を行った。その後、米国は、WTO 紛争解決機関 (DSB) 会合において、実際には勧告の一部についてしか履行措置を採っていないにもかかわらず、他の点についても勧告を履行したと強弁したため、同年 3 月に、日米間で今後の手続の段取りについて合意するとともに、4 月には、米国が十分な履行措置を実施していないことの確認を求めて履行確認パネルの設置要請を行った。2009 年 4 月に発出されたパネル最終報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、ゼロイング制度それ自体 (as such) 、及び、ゼロイングが適用された個別 AD 措置 (as applied) について、是正がなされておらず、米国は WTO 勧告を履行する義務を果たしていないと認定された。米国は 5 月に上訴したが、上級委員会も 8 月、パネル報告を全面的に支持した報告書を発出し、米国が WTO 勧告を履行する義務を果たしていないことが確定した。その後も米国が履行する動きは見られず、我が国は現在、対抗措置の規模を決定する仲裁手続に向け、準備を行っている。

我が国は、引き続き、紛争解決手続と DDA ルール交渉の 2 つのトラックにおいて、米国にゼロイングの廃止を求めていく。

日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係る WTO 勧告の早期履行

米国が 1999 年 6 月に決定した日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング (AD) 措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等が WTO 協定違反であるとの判断が示され、2001 年 8 月に違反が確定、是正勧告がなされた。

米国は、当初の履行期限 (2002 年 11 月) までに、関連する米国法の改正等について履行を完了できず、その後 3 度にわたり履行期限の延長を行った。2005 年 5 月には勧告実施のための法案が議会に提出されたが、同年 7 月末の履行期限までに成立する見通しが立っていなかったことから、同年 7 月、我が国は、本件履行に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえ、猶予期間の再延長は行わないものの、日本側が対抗

措置を發動する権利を留保することで米国と合意した。

しかし、その後、2006年12月の日米規制改革イニシアティブ等における我が国からの再三の履行要請にも拘らず、勧告実施法案は同年末の第109議会閉会により審議未了のまま廃案となった。そのため、2007年1月に改めて甘利経済産業大臣（当時）からシュワブ USTR 代表（当時）に対して早期履行を求め、米国政府は同月の WTO 紛争解決機関（DSB）会合において、議会とともに本件に取り組む旨の意思表示を行った。しかし、その後の DSB 会合や 2008 年 10 月の日米規制改革イニシアティブ等における我が国からの累次の要請にもかかわらず、これまで米国による勧告の完全な履行は行われていない。

我が国としては、今後とも DSB 会合や日米規制改革イニシアティブ等の二国間協議の場を通じて、一刻も早い勧告履行を米国に対して働きかけていく。

米国再生・再投資法に含まれる「バイ・アメリカン条項」のWTO協定整合的な運用の確保

米国では、従前から、1933年に成立したバイ・アメリカン法により、連邦政府が物資の購入契約又は公共の建設の委託契約を締結する場合に、米国製品の購入又は米国製資材の使用が義務付けられていたが、同法自体が WTO 政府調達協定締約国には同法の適用を控える旨修正され、同協定との整合性が一応維持されていた。

これに加え、2009年2月17日に成立した米国再生・再投資法には、同法に基づく公共建築物の建設・改築、修復やその他の公共事業等における米国製の鉄鋼製品(all of the iron and steel)の使用のほか、公共事業で使う製品(manufactured goods)にも米国製の使用を義務付けるいわゆる「バイ・アメリカン条項」が含まれている（ただし、公共の利益に反する場合、米国内で量・品質において十分な製品が生産されていない場合、米国製の使用によりプロジェクトの総コストが25%以上上昇する場合は、適用除外となると規定している。）。

また、同法は、同法に基づく国土安全保障省による衣料品・テント等の繊維製品（国家の安全保障に直接関係するもの）の調達についても、米国製の使用を義務付けており、一定の条件に合う製品がない場合等は適用除外となると規定している。

いずれの条項についても、「国際約束の下での米国の義務に整合的な形で適用されなければならない。」とされており、各国の懸念への一定の配慮がなされたものと考えられるが、このような自国産品優遇の条項が設けられたこと自体、2008年11月の金融・世界経済に関する首脳会合やAPEC首脳会議で示された保護主義に対抗するための国際的な取組に照らし、残念といわざるを得ない。米国経済の早期回復を期待しつつも、今後の機会を捉えて、国際約束の下での義務や保護主義への対抗という国際的な取組との関係で、米国が責任のある対応をとるよう、同法の運用を注視していく必要がある。

この観点から、我が国は、2009年2月及び5月のWTO政府調達委員会において同法の運用を注視していく旨表明するとともに、同年春、日米規制改革イニシアティブにおいて、政府調達における内外無差別の原則の徹底や、本件を含む保護主義的措置の見直しについて指摘を行った。また、同年5月及び6月には、バイ・アメリカン条項の運用に関する連邦調達規則及びOMB（行政管理予算局）ガイダンスに対するパブリックコメントを提出し、より内外差別的でない運用を担保する内容とすることや、今後、他の法令に新たにバイ・アメリカン条項が導入されないことがないよう要求した。

< E U >

無税とされるべき情報技術協定（ITA）対象製品に対する関税賦課の廃止

EU では、コンピュータ、同関連機器、半導体といった WTO・ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）の対象製品が無税とされる一方、テレビやビデオといった ITA 対象外の電機製品に対して高い関税が課されている。近年、これらの製品の多機能化・高度化が進む中で、ITA の対象として扱われるべき製品が恣意的な関税分類の変更により課税され、また課税が検討される事態が生じている。

IT 分野は技術進歩の速い分野であることから、ITA は「各国の貿易制度は、IT 製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべき」（ITA 宣言パラ 1）と定め、また、技術進歩等に伴う品目追加についてはコンセンサスで合意することを規定するなど、設立当初から技術進歩に対応する必要性を織り込んでいた。しかし、EU において現在生じている問題は、本来 ITA 対象である品目が技術進歩によって多機能化・高度化したことにより、当初合意された品目と異なるという理由で ITA 対象外として課税されるというものであり、我が国は、ITA 本来の趣旨やこれまでの成果（各国が行った関税譲許）に反するものと懸念している。

本問題については、2007 年 1 月に甘利経済産業大臣がマンデルソン欧州委員（貿易担当）に対して解決を要請したほか、経済産業省と欧州委員会貿易総局との間で次官級の協議を累次行う等、解決に向けハイレベルでの協議を行ってきた。

しかし、EU 側は解決への努力を行わなかったため、これらの製品に対する関税賦課は WTO・ITA に整合的ではないとして、米国、台湾とともに、2008 年 5 月、WTO 紛争解決手続上の協議要請を行い、2008 年 7 月には EU との間で二国間協議を行った。

しかしながら、二国間協議においても、EU より問題解決に向けた回答が得られなかったことから、我が国は、米国、台湾とともに、パネル設置の要請を行い、2008 年 9 月にパネルが設置され、2009 年 5 月及び 7 月に実施されたパネル会合において本措置の問題点を指摘し、我が方の主張を行った。早ければ 2010 年夏頃に報告書が発出される予定である。

< カナダ >

電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

カナダ・オンタリオ州は、再生可能エネルギーの普及を図るため、2009 年 5 月 14 日に“Green Energy Act”を可決し、さらに関連する法律を改正し、再生可能エネルギーの電力の固定価格買取制度（Feed in Tariff (FIT)）を創設した。同制度は、ローカルコンテンツ要件を規定しており、固定価格買取制度において買取りの対象となる電力を、オンタリオ州において生産された部品等を一定基準以上使用した太陽光・風力発電関連器機等により発電されたものに限定している。

本件ローカルコンテンツ要件により、固定買取制度に参画しようとする発電事業者が太陽光パネルや風力発電装置を購入する場合において、外国産の製品より、オンタリオ州産又は同州産の部品等が多く使用された製品を購入しようとするインセンティブが生じる。またかかる装置の生産者が固定買取制度に参画する発電業者向け製品を製造する場合において、外国産の部品よりもオンタリオ州産の部品を購入し使用しようとするインセンティブが生じる。これらの結果、輸入産品が不利に扱われるおそれがある。WTO ルール上問題となる可能性がある。

本件については、現地領事館等を通じて、オンタリオ州政府に懸念を伝えているほか、カナダ連邦政府に対してもハイレベルでの働きかけを行っているところであり、

今後も様々な機会をとらえて働きかけを行う。

<インド>

輸入品への特別追加関税の撤廃

日印経済の結びつきが深まるなか、インドの複雑な税・関税制度が貿易障壁となっているとの指摘が産業界から多く寄せられている。こうした制度の中には、WTO 協定に違反する可能性があるものが含まれている。

例えば、インドへの輸入に際しては、「基本関税」（実行税率）の他に、「相殺関税（追加関税）」、「特別追加関税」、「教育目的税」等の税も併せて税関で徴収されているところ、これらの課税の WTO 協定整合性について疑義がもたれている。特に、「相殺関税」と「特別追加関税」については、2008 年に WTO 上級委員会が GATT に違反すると「思料(consider)」するとの判断をくだしているにもかかわらず、現在もインドはこれらの税制度を維持している。また特別追加関税については、2007 年にインド政府は還付制度を導入したものの、還付制度の存在によって特別追加関税の WTO 協定整合性が直ちに確保されるわけではない。同制度に関しても、申請条件が厳格過ぎる、還付までに時間を要する等の問題点が指摘されている。

我が国は特別追加関税問題の解決へ向けて、2009 年 7 月に石毛経済産業審議官からチャウラ財務次官に対して働きかける等、インド政府と数次にわたる非公式二国間協議を積極的に行ってきたところ。

なお、2010 年 2 月末、インド財務省が特別追加関税を主要品目について撤廃する旨を公表、即日実施され、制度の改善が進んだ。しかし、自動車が撤廃の対象外であるなど、一部に問題点も指摘されていることから、引き続きインド政府に対する働きかけを継続する必要がある。

<ロシア>

自動車等の関税引き上げ措置の撤廃

ロシアは、2009 年 1 月に自動車及びトラック等、2 月に農業機械及び鉄鋼製品の一部、4 月にはクレーン車等の中古特殊用途自動車の関税引き上げ、5 月には液晶・プラズマテレビの関税の引き上げを実施。さらに 10 月には、当初 9 ヶ月としていた自動車及びトラックの関税引き上げ措置をさらに 9 ヶ月延長する措置を、12 月には鉄鋼製品に関する関税引き上げ措置を同じく 9 ヶ月延長する措置をそれぞれ発表した。

ロシアの関税引き上げ措置の結果、自動車に関しては 2009 年累計で対前年比 10 分の 1 の輸出台数に減少となっている。

ロシアは WTO 加盟前であるため、同国に対しての国際貿易ルール（WTO 協定）に基づく問題提起は難しい、という課題は顕在している。

しかしながら、我が国は、今回ロシアが取った措置は、WTO の精神である自由で開かれた貿易の促進に資するものではなく、また G20 等における首脳宣言に明確に反する保護主義的措置であるとして、これら関税引き上げ措置の即時撤廃を閣僚、日露両国の各種協議の場及び我が方政府の各レベルからロシア側に対して再三再四是正の申し入れを行っている。11 月にシンガポールで開催された APEC 閣僚会合の場においては、直嶋経済産業大臣から、ロシアのナビウリナ経済発展相（WTO 担当）に対して直接改善に向けての申し入れを行った。しかし現在のところ、ロシア政府から我が国の懸念に対する一定の認識が示されることはあっても、これらの措置を撤廃する動きは見られない。

ロシア側の説明によれば、同国内経済情勢を踏まえての判断との由であるが、いずれにせよ、我が国としては、産業界にも影響が大きいこのような措置を看過せず、あらゆる機会を通じて、撤回に向けた申し入れを引き続き行っていく。

<アルゼンチン>

エレベーター等に対する非自動輸入許可制の運用改善

2008年11月、アルゼンチンは、特定の冶金製品の輸入について、通関手続中における監視と管理のための仕組みを確立するとの理由で、エレベーター製品の輸入許可を自動許可制から非自動許可制に移行した。また、同様に他の製品においても非自動輸入許可制への移行が行われている。これによって、日本からアルゼンチンに輸出されたエレベーターが、輸入港に到着しているにもかかわらず輸入許可が得られないため陸揚げが出来ず、納期の遅延や倉庫の保管料が発生するといった問題が生じていた。

WTOの「輸入許可手続に関する協定」では、非自動輸入許可制度を導入する場合、輸入に対する貿易制限的なものであってはならず、またその許可に関しては原則として輸入申請後30日以内に処理しなければならないとしている。

本事案では、日本からの輸入したエレベーターに関して、申請後30日以上を経過しても輸入許可が下りておらず、WTOルールに違反する可能性も高いことから、経済産業省は駐日アルゼンチン大使に対し、本件エレベーター輸入について早期に輸入許可を出すことも含め、WTOルールに整合的な運用とするよう要請した。また現地でも、日本政府からアルゼンチン政府の複数関係部署に対し、本件への善処を求めた。

これらの我が国からの要請に対して、アルゼンチン側は早期解決の努力を行うとしており、アルゼンチンの港で留め置かれていたエレベーターについては、日本側からの要請後、輸入許可が出され、改善が見られた一方で、他の製品に対する輸入許可制の導入等が行われているとの情報もある。

引き続き我が国としては、あらゆるチャネルを活用して改善を働きかけ、アルゼンチン側による本措置への対応を注視していく。

<ウクライナ>

関税引き上げ措置の撤廃

2009年3月7日に実施されたウクライナの関税引き上げであるが、その後我が国は、EU、米国と協調して、関税引き上げ撤廃のためのデマルシュ（外交上の共同申し入れ）を6月にキエフにて実施、また、その直後にジュネーブで開催されたWTO国際収支委員会では、ウクライナの関税引き上げ措置はWTO協定と両立しない措置であるとして、これに対する是正決議が行われた。7月のWTO一般理事会においては、上記国際収支委員会議長から、ウクライナは9月7日までに全ての措置を撤廃することを約束したことが報告された。

__他方、ウクライナ国内では、ウクライナ最高会議（我が国の国会に相当）税制・関税委員長が議会に対して、関税引き上げ措置を最大で12ヶ月延期することが可能な改正法案を提出。しかし7月の同会議夏期休暇に伴い、改正法案は審議未了扱いとなり、結局このままの形で、9月7日、当初行っていた関税引き上げ措置が期限切れとなる結論となった。期限切れについては、9月9日付けを持ってWTOからも発表された。

今回のウクライナの事例及び結果は、関税引き上げ措置発生以来の経済産業副大臣からを含むウクライナ政府に対する申し入れに引き続き、ウクライナ国内における政

府や議会、関係者に対する各種申し入れ、及びジュネーブにおける WTO の場を活用して各国と協調しての撤廃に向けた議論の展開が功を奏したと考える。今後においても、このような保護主義的措置が再び取られることのないよう、引き続き注意を払っていく。

以 上